

預金商品説明書

平成24年 7月 5日現在

商 品 名 (愛 称)	納 税 準 備 預 金 (5)
------------------	-------------------

ご利用いただける方	・ 法人および個人の方
お預入れ期間	・ 期間の定めはありません。
お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ金額 (3) お預入れ単位	・ 随時預入 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 ・ 店頭表示の利率を適用します。 ・ 年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割で計算します。
税 金	・ 利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、次のとおりとなります。 個人の方は20%の税金(国税15%、地方税5%)がかかります。 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 法人は総合課税となります。 (ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは所得税はかかりません)
手 数 料	・ 不要です。
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱方法	—
金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードでご確認いただくか、窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	・ 苦情処理措置・・・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部(9時～17時、電話:083-922-2700)までお申し出ください。 ・ 紛争解決措置・・・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考 となる事項	・ 租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率により計算します。 ・ この預金は預金保険制度の対象商品です。当金庫お預入預金について、お一人様あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。

萩山口信用金庫